生　徒　心　得

福島県立いわき湯本高校遠野校舎

１　服　　装

正規の服装については、次の通りとする。その他学校より指示された通り行うこと。

① 制服

ア. 男女とも本校指定のものを着用する。

※ワイシャツ・ブラウスの下にTシャツを着用する場合には、学校指定Ｔシャツもしくは華美でない色（白・黒・紺・茶・グレー等）の物とする。

イ. 男子のベルトは幅2～4cmのものを必ず着用し、色は黒・紺・茶の単色とする(なお、つりバンドは不可)。

ウ. 夏季制服は、６月１日より９月３０日までとする。気温の低い場合等は、冬季制服の着用を可とする。

エ. 寒さをしのぐため、年間を通してセーターの着用を可とする。ただし、着用にあたっては次の内容を厳守すること。

・色は、黒・紺・茶・グレーのいずれかで無地とする。（カーディガンは不可）

・Ｖ型の襟で薄手のものとする。

・丈はブレザーの裾程度とする。

・必ず担任の許可を受けたものを着用する。

オ. 男子の靴下は、単色の物とする（色は黒・紺・グレー・白)。極端に丈の長い物（膝を超える物）や短い物（くるぶしが完全に隠れない物）は禁止とする。

カ. 女子のタイツ・ストッキングは黒または肌色の物とし、織り柄のついた物は禁止とする。着用を認める期間は、１０月～４月までとする。靴下着用の場合は白・黒・紺の物とする。極端に丈の長い物（膝を超える物）や短い物（くるぶしが完全に隠れない物）は禁止とする。また、レッグウォーマーの着用も禁止とする。

キ. 式典・入学式・卒業式・始業式・終業式・離任式は正装(男子は冬服のみ学校指定のネクタイを着用し、夏服はネクタイの着用をしない。女子は夏季のみリボン着用。靴下は男女とも黒。女子の靴下の丈はふくらはぎから膝の間)とし、その他の授業日等は略装を認める。ただし、男子のネクタイの乱れた着用や女子スカートの下のジャージの着用は禁止する。

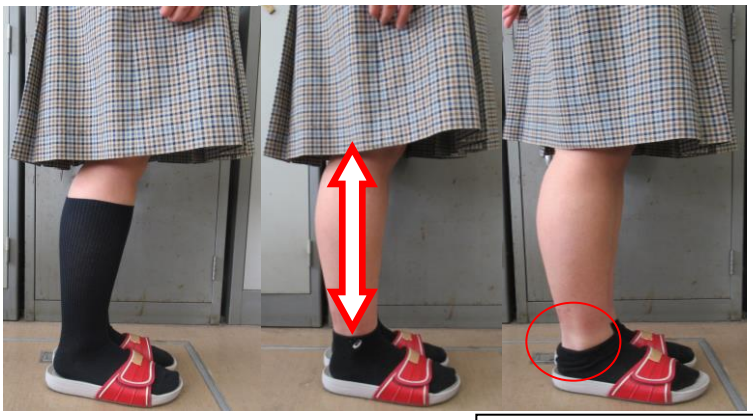

正装は靴下からふくらはぎにかかる長さの靴下にしましょう！

くるぶしが完全に隠れる靴下にしましょう！

学校にはいてきてはいけない靴下

普段○	普段○	普段×
正装○	正装×	正装×

② オーバー・コート類

男女とも華美でない色の物とする。革ジャン・Gジャン・パーカーの使用は認めない。マフラー類はコートの内に着用すること。

③ 装身具・化粧　　装身具・化粧は厳禁。違反者はその場で改善させ、用具は担任が預かる。

④ 鞄　　Ａ4版が入ることが基準。華美でない色の物とする。

⑤ 通学用靴　　黒・茶及びそれに近い色の革靴、または華美でない色の運動靴とする。エナメル質の靴、ブーツ、ハイヒール、サンダルは禁止。

⑥ 上履き　　学校指定のサンダルとし、記名すること。

⑦ 頭髪　　端正な髪型とする。髪の長さは、自然な状態で目、耳、襟にかからないようにする。
脱色・染色・パーマ、付け毛（エクステンション）の装着、その他奇異の感を与えるものは禁止する。

⑧ カラーコンタクトの装着は禁止する。

※ 頭髪・服装違反について、家庭において自発的に改善しようとしない生徒については、保護者召喚を行う。

生　徒　心　得

福島県立いわき湯本高校遠野校舎

2　登校・下校

（1）　朝のSHR開始(午前8時35分)までに登校すること。

（2）　登下校の途中は交通道徳を重んじ、安全に心がけること。

①自転車通学…自転車通学届(学校指定用紙)を担任に提出すること。

②バス通学…高校生としての品位を保ち乗車する。定期券の不正使用は絶対しないこと（※特別指導の対象とする）。

3　校内生活

（1）　学校の建物・器具等すべて公共物は大切に取り扱うこと。

※建物・器物に対する破損・汚損については、自己の責任で対応するものとする。

（2）　時間のけじめをつけ、諸届の提出をきちんと行い、規律ある生活をすること。

①携帯電話について

ア．校舎内での携帯電話の使用を禁止する。違反した場合は担任預かりとする。改善が見られない場合は、本人に返却せず保護者へ返却する。

イ．学外での使用に際しては、人間関係のトラブル、非行および犯罪に巻き込まれることの無い様、細心の注意を払うこと。そのために、通信事業者が提供するフィルタリング・サービスに加入することが強く望まれる。

②その他

ア．自分の持ち物には名前を記入すること。

イ．貴重品は自分で管理し、体育等で教室を離れるような場合にはHRTへ預けること。

ウ．学習に不必要な物品は学校に持ち込まないこと。

※ガム、化粧品、ピアス・指輪等の装身具、違反制服、ゲーム機等は、持ち込み禁止とする。

※違反した場合は、発見者または担任預かりとする。

※上記以外の品についても、授業等でけじめのつかない使用があった場合は、違反所持品に準じた扱いで対処する。

エ．生徒同士の金銭の貸借は一切禁止する。緊急に必要な場合は、教職員に相談すること。

4　校外生活

（1）外出の際は身分証明書を携行し、保護者に外出先を明らかにすること。なお、夜間の外出はなるべく差し控えること。２１時以降は、禁止とする。(保護者同伴の場合はこの限りではない)

（2）外泊はしないこと。但し、止むを得ず外泊をする場合は、保護者の許可を受けること。

（3）アルバイトは届出(学校指定用紙)制とし、業種・就業時間帯等について担任の充分な指導を受けること。就業時刻は２０時までを原則とする。あくまで学業を優先すべきことを念頭に置き、安易な小遣い稼ぎに熱中して学校生活に無理が生ずるようなことが絶対ないようにすること。なお、１年生の１学期は禁止とする。

5　交通安全について

（1）「『4＋1』ない運動」を厳守すること。バイク・自動車の運転は原則として禁止する。

※『4＋1』ない運動

1. 免許を取らない　　2. 車(含　二輪車)を持たない

3. 運転しない　　4. 乗せてもらわない

プラス　　親は子供の要求に負けない(子供は親に無理な要求をしない)

（2）運転免許取得のための教習所入校は、３年時の決められた時期以降に許可を得て行うこと。免許本試験は2月以降とし、高校卒業までは絶対乗らないこと（※いずれも違反した場合、特別指導の対象とする）。

6　部活動

（1）部活動は生徒中心の課外活動であるが、各人の責任を自覚し、計画的な活動のもとで主体的に参加すること。

（2）学校外との交渉は、全て顧問教師の承認を受け、学校を経て行うこと。

（3）正当な手続きの下に、校内の他の部の行事に参加できる場合もある。

（4）本校には、次の部・同好会活動がある。

サッカー部、卓球部、バドミントン部、合唱部、商業研究部、バレーボール部同好会、百人一首同好会